第二百三十六条の十六　法第百三十二条の十三第七項の機体認証書の様式は、第二十九号の六様式のとおりとする。　（新設）

（表示）

第二百三十六条の十七　法第百三十二条の十三第八項本文の国土交通省令で定める表示は、無人航空機の機体認証書番号とする。ただし、同条第二項第一号の第一種機体認証に係る機体認証書番号を表示する場合には、同項第二号の第二種機体認証に係る機体認証書番号を表示しないことができる。　（新設）

2　前項の表示は、機体認証を受けた無人航空機に、耐久性のある方法で、鮮明に表示しなければならない。

3　法第百三十二条の十三第八項ただし書の無人航空機が機体認証を受けたことを識別するための措置は、当該無人航空機にリモートＩＤ機能を備えることその他の措置とする。

（機体認証の有効期間）

第二百三十六条の十八　法第百三十二条の十三第十項の機体認証の有効期間は、次の各号に掲げる認証の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。　（新設）

一　第一種機体認証　一年

二　第二種機体認証　三年

（機体認証の有効期間の起算日）

第二百三十六条の十九　機体認証の有効期間の起算日は、当該機体認証に係る機体認証書を交付する日とする。ただし、機体認証の有効期間が満了する日の一月前から当該期間が満了する日までの間に新たに機体認証書を交付する場合は、当該期間が満了する日の翌日とする。　（新設）

（使用者の整備の義務）

第二百三十六条の二十　法第百三十二条の十四第二項の規定により無人航空機を安全基準に適合するように維持しなければならない者は、次に掲げる措置を講ずることとする。　（新設）

一　機体及び装備品等の製造者等の作成する整備に関する技術的資料に準拠して適切な整備を実施すること。

二　無人航空機に発生した不具合を適切に是正すること。

三　整備作業の結果を適確に記録し、保存すること。

四　その他無人航空機を安全基準に適合するように維持するため必要な整備をすること。

（機体認証の効力の停止等の通知）

第二百三十六条の二十一　国土交通大臣は、法第百三十二条の十五第二項の規定により無人航空機の機体認証の効力を停止し、その有効期間を短縮し、又は法第百三十二条の十三第三項の規定により指定した使用の条件を変更したときは、その旨を当該無人航空機の使用者に通知するものとする。　（新設）

（型式認証）

第二百三十六条の二十二　法第百三十二条の十六第一項の型式認証を申請しようとする者は、型式認証申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

2　前項の申請書に添付すべき書類及び提出の時期は、次の表による。ただし、申請の際現に製造されている無人航空機に係る当該書類の提出の時期は、次の表の下欄に掲げる時期にかかわらず、申請時とする。

添付書類	提出の時期
一　設計計画書	設計の初期

（新設）